

令和5年5月2日

保 護 者 様

勝浦市立勝浦中学校長 岡安 和彦

令和5年5月8日以降の学校生活における新型コロナウイルス感染症に係る基本的な対応について

標記の件につきまして、文部科学省の衛生管理マニュアル及び千葉県教育委員会からの通知を受けて下記の通りとしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 学校での感染拡大防止対策

- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

2 生徒の健康観察

お子様の健康状態の把握をしていただき、発熱、咳、咽頭痛などの普段と異なる症状がある場合は、自宅で休養させてください。これまで、同居家族が体調不良等の場合も登校を控えていただきましたが、その必要はありません。

3 健康観察カードの提出

健康観察カードの提出は不要です。

4 マスクの着用

学校生活全般において、マスクの着用は個人の判断となります。ただし、登下校時に混雑した電車やスクールバス、路線バスを利用する場合は、マスクの着用が推奨されています。また、給食時の配膳については、衛生上の観点からマスクの着用を継続します。なお、今後において学校内で感染が広がるような状況になった場合は、マスクの着用を促す場合もあります。

5 生徒が罹患した場合

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでは出席停止となります。なお、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。

6 濃厚接触者の取扱（・同居している家族が感染した場合、・罹患者と接触があった場合等）

従来の濃厚接触者として特定されることはありません。従って登校を控えていただく必要はありませんが、罹患者の発症日を0日とし7日間発症や他者に感染させる可能性があることから、自ら体調管理を入念に行っていただくとともにマスクの着用などが推奨されています。

7 学校で発熱等があった場合

発熱、咽頭痛、悪寒等の症状があった場合は、早退させることを基本とします。頭痛、腹痛等は、状況に応じて経過観察後に早退させることもあります。

8 出席停止となる場合

- ・生徒が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合
- ・生徒の同居家族等に感染が確認され、生徒本人に感染が疑われるなどの場合
- ・保護者から、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて学校を休ませたいとの相談があり、校長が合理的な理由として認めた場合

9 学習の保障等

出席停止となる生徒に必要な応じてICT端末を活用して、オンライン朝の会や授業の実施に努めます。

10 学級閉鎖等の措置

生徒及び教職員の感染が拡大した場合は、学校医、市教育委員会と相談の上、学級・学年閉鎖、臨時休業などの措置を講ずる場合があります。

○問い合わせ
勝浦市立勝浦中学校
教頭 紫 関
電話 73-0135